

新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 新宿区基本構想の見直しについて
- 2 新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

平成18年7月7日

新宿区長 中山弘子